

危険木伐採等助成金について

【趣旨】

当町では、住宅への倒木被害から住民の生命及び財産の保護を図る為、町内の危険木の伐採、撤去及び処分を行う者に対し、助成金を交付します。

【定義】

危険住宅・・・町民が実際に居住しており、倒木被害を受けるおそれのある住宅。ただし事務所又は共同住宅を除く。

危険木・・・目通り直径おおむね 20 センチメートル以上で、かつ樹高おおむね 5メートル以上のもので、倒木により住宅に被害を与えるおそれのある立木。ただし、庭木などの立木を除く。

【助成金申請者】

原則、危険木のある土地の所有者。ただし、申請者において危険木のある土地の所有者と異なる場合は、危険木のある土地の所有者の承諾が必要となります。

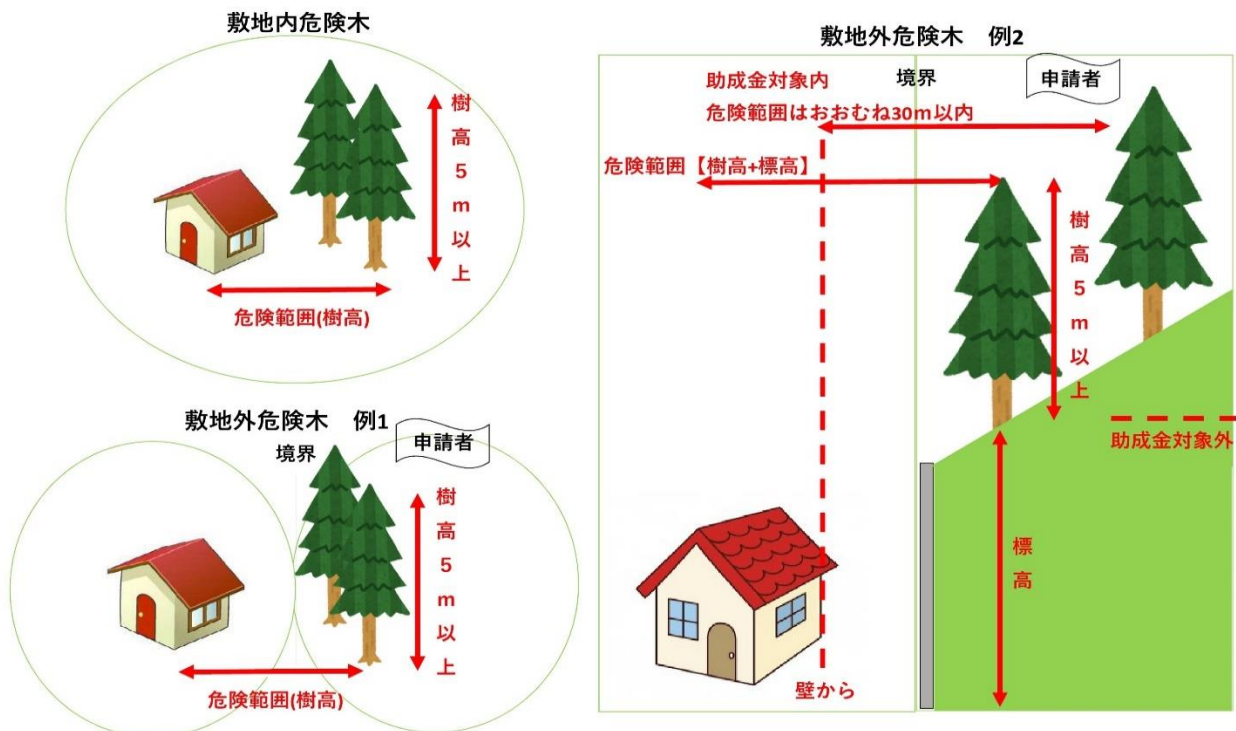
【助成金額】

事業費の 2 分の 1 （上限 50,000 円）

【申請方法】

役場経済課へ申請書を提出。申請書は経済課窓口及びホームページに掲載。
申請書の受付期間は、実施年度の 4 月 1 日から 12 月 31 日までとします。

※予算がなくなり次第、申請受付を終了します。



問い合わせ先

南関町役場経済課農林振興係

電話 0968-57-8504(直通)